

【農地の利用について決めている法律の種類】

◆農地の売買・貸借には許可を受ける必要があります。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合、農地法による農業委員会の許可等が必要です。なお、この許可等を受けるためには、法人の農業参入要件のほかに、農地等の全てを効率的に利用することができる農業技術を有するなどの要件があります。

〔 農地の利用について決めている法律の種類 〕

農 地 法	⇒	農業委員会の許可
農地中間管理事業の推進に関する法律	⇒	県知事の認可、公告
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	⇒	市町村長の認定